

◆工事発注の見直しに係る追加情報の掲示について(お知らせ)

令和3年度工事発注の見直し(令和3年7月15日:2回目の公表)に掲載しました下記工事の追加情報について、お知らせいたします。

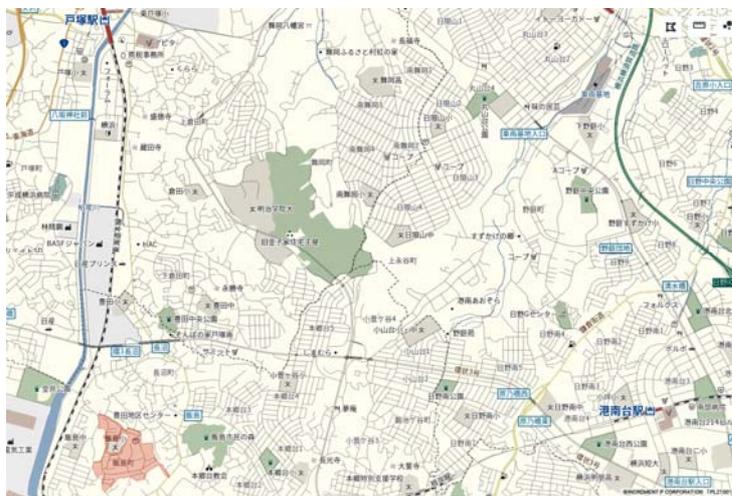
【公表番号:7】 【工事名称】: R03飯島3-2号棟他6棟外壁修繕その他工事

【追加情報】 ※追加情報として掲載する内容は、**実際の発注内容と異なる場合がある**ことをご承知おきください。

主な追加情報項目		入札・契約 及び 参加資格要件等の内容		工事概要・留意事項 等
◆工事名称 及び 工事概要	契約予定工事	R03飯島3-2号棟他6棟外壁修繕その他工事		外壁修繕
◆工事種別	発注標準(規模)	保全建築		
◆入札・契約の方法	入札方法	詳細条件審査型 一般競争入札 (郵送入札)		※低入札対応(入札参加制限、技術者追加配置) :適用工事
	総合評価方式の適用	あり		
	フレックス工期の適用	あり		
◆入札・契約の時期	揭示日	令和3年8月31日(予定)		
	競争参加資格確認 申請書等の提出期限	令和3年9月14日(予定)		
	入札(開札)時期	令和3年11月9日(予定)		
	契約予定期間	令和3年11月中旬	～	令和3年5月下旬
◆参加資格要件	会社要件	下記、要件を実績として有すること		※平成23年4月1日以降の元請又は下請としての実績
	要件	<p>機構東日本地区における令和3・4年度の一般競争参加資格について、「保全建築」の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「保全建築」の再認定を受けていること。)</p> <p>東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかに、「保全建築」に対応する工事種別(「建築一式工事」)についての建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること。又は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかにおいて平成23年度以降に機構等の「外壁修繕工事(塗装を含む外壁全面修繕工事)」の元請けの施工実績を有する者であること。</p> <p>工事の元請けとして、次の①、②のいずれかの条件を満たす施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)</p> <p>①平成23年度以降に完成した工事対象住戸数50戸以上かつ地上3階建て以上のRC造又はSRC造の居住中の共同住宅(単身向け、リゾートマンション等を除く)における外壁修繕工事(※1)のうち、工事の請負金額が1件50,000千円以上(外壁修繕工事以外の工事を含む場合、外壁修繕工事に係る部分の工事の請負金額が1件50,000千円以上であること。)の実績を1件以上。</p> <p>②平成30年度以降に完成した工事対象住戸数50戸以上かつ地上3階建て以上のRC造又はSRC造の居住中の共同住宅(単身向け、リゾートマンション等を除く)における外壁修繕工事(※1)のうち、工事の請負金額が1件25,000千円以上(外壁修繕工事以外の工事を含む場合、外壁修繕工事に係る部分の工事の請負金額が1件25,000千円以上であること。)の実績を3件以上。</p>		※1バルコニー、廊下、階段室、庇、玄関ドア、PS建具等共用部の壁、天井、床面に係る躯体等劣化部の補修、仕上げの改修、塗装、防水(屋根防水を除く)を行う工事
◆参加資格要件	技術者要件	下記、要件を実績として有すること		※平成23年4月1日以降の元請又は下請としての実績
	要件	<p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。</p> <p>① 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。</p> <p>② 平成23年度から揭示日の前日までの期間に、上記①の有資格者として上記会社要件に掲げる「外壁修繕工事(塗装を含む外壁全面修繕工事)」の経験を有する者であること。</p> <p>ただし、次のa及びbに掲げる基準を全て満たさない場合は、「外壁修繕工事(塗装を含む外壁全面修繕工事)」の経験とはみなさない。</p> <p>a 「外壁修繕工事(塗装を含む外壁全面修繕工事)」の着工(現場施工に着手する日)時点で上記①の資格を有していること。</p> <p>b 「外壁修繕工事(塗装を含む外壁全面修繕工事)」の対象建築物の着工から竣工(建築主事等による完了検査の日)までの全ての期間に従事していること。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。</p>		

◆工事施工箇所

団地名(所在地): 飯島団地
(神奈川県横浜市栄区飯島町527番)
管理開始: 昭和43年6月~7月 管理戸数1150戸
工事概要: 外壁修繕工事



地図 ©INCREMENT P CORPORATION「PL21001」

【参考】 ○令和3年7月15日(2回目の公表)時点での公表内容

番号	工事名称	種別	工事場所	工事期間	入札・契約の方法	入札・契約の時期	工事概要
7	R03飯島3-2号棟他6棟外壁修繕その他工事	保全建築	神奈川県横浜市	約7ヵ月	詳細条件審査型一般競争入札	第3四半期	外壁修繕工事、屋根防水修繕工事、建具手摺等塗装工事 他